

| | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・教育基本法 ・学校教育法 他関連法・規則 ・中学校学習指導要領 他 | <h3>学校教育目標</h3> <p>自ら学び、自らを律し、 ともに生き抜く生徒の育成</p> <p>1. 自主性・創造性を尊び、知性に富む生徒 2. 勤労を愛し、体力・知力ともに充実した生徒 3. 誠実・協調の精神をもち、情操豊かな生徒を育成し、義務教育の完成を期する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道教育の基本理念 ・北海道学校改善支援プラン ・胆振教育推進の指標 ・胆振管内学力向上アクションプラン ・苫小牧市教育目標 ・保護者・地域の思い、願い |
| <p style="text-align: center;">生徒の実態</p> <p>○素直かつ実直であるが、多様な人間関係の醸成と自主・自律の態度の育成が課題</p> | | <p style="text-align: center;">家庭・地域の実態</p> <p>○地域の子どもを地域で育てる意識（青少年の健全育成）が ○古くから住む住民と新しく移り住んだ住民が混在する</p> |

| 学校いじめ防止基本方針 | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない ・いじめ問題の解決には未然防止・早期発見が重要 ・学校、保護者、地域がいじめ対応の基本姿勢を共有 ・組織的対応を行う体制の整備 | <p>(1) いじめの禁止 明倫中学校生徒は、いじめを行ってはならない。</p> <p>(2) 学校及び教職員の責務 いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。</p> |

| いじめ対策委員会 | | | |
|----------|-----------|--------|--|
| 定例委員会 | 毎月1回実施を原則 | 構 成 | ①校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、学級担任 ②SSW、心の教室相談員、SCなどの関係者 |
| 臨時委員会 | いじめ認知時等随時 | | |

| いじめ防止のための4つの視点 | | | |
|---|---|--|---|
| 未然防止 | 早期発見 | 早期対応 | 学年・学級経営 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング教室 ・ネットモラル関連授業 ・いじめ根絶集会（生徒会） ・いじめ防止啓発活動 ・道徳の時間の指導 ・いじめ問題討論会（学活） ・PTA研修会 ・啓発活動（学校便り等） | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な調査（年3回） ・いじめアンケート（年3回） ・教育相談（学期1回） ・いじめ相談電話の周知 ・いじめ相談窓口の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年部会での事実関係把握 ・指導部、管理職への報告 ・事実関係の正確な把握 ・保護者との連携 ・情報の適切な記録、周知 ・報告、連絡、相談の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・支持的風土のある学年経営 ・複数教員による生徒観察 ・情報の共有化 ・感謝、思いやり、支え合い |

| 年間活動計画（※別紙） | いじめ重大事案発生 |
|--|--|
| <p>年度始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針見直し、作成 ・いじめ防止年間活動計画作成 <p>学期中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査の実施 ・いじめアンケートの実施 ・教育相談の実施 <p>適時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会活動や学級活動 ・小学校との情報交流会 ・各種研修会（教職員、PTA） <p>年度末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング教室（新入生保護者説明会） ・小学校との引き継ぎ ・いじめ防止取り組み状況評価（学校評価） ・次年度の方針決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の把握、情報の収集及び記録 ・学校全体での事態の分析、判断 ・教育委員会への報告 ・調査委員会設置／詳細調査の実施【生徒の心情に留意】 ・犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携 ・継続的な支援、観察 |